
プロジェクト 連結納税制度の見直しへの対応
項目 第 73 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 73 回税効果会計専門委員会（2021 年 3 月 18 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

連帯納付義務に関する注記

第 73 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

2. 連帯納付義務の履行が想定される通算会社に注記を求めるとした前回の審議の提案を支持する。一方で、注記を要する子会社の判断の困難さや実際に履行する可能性の問題から、注記を求めないとすることは理解できる。しかし、連帯納付義務の履行可能性が高く、重要性がある場合も注記を要しない書きぶりとなっているため、表現を検討していただきたい。
3. 注記を要しないとする提案に賛成する。重要性等の表現を追加すると、監査の過程で指摘をされて結局注記を求められてしまうという懸念があり、今回提案された表現とするしかないと考える。
4. グループ通算制度においても、ダイレクト納付を利用した場合は、通算親会社が通算子会社の納税分を代行納付することになると思われ、その場合はキャッシュの流れは、実質的には連結納税制度下と変わらないと考えられる。実質的にグループ全体で納税することに変わりはなく、その連結納税制度下において連帯納付義務に関する開示を記載した事例は見られないため、グループ通算制度においても開示が必要になることは想定されないと考える。
5. 実務対応報告第 5 号の表現でこれまで問題が発生したわけではないため、表現をそのまま踏襲し、結論の背景でその趣旨を補足するという対応でも良いのではないか。

適用時期及び経過措置

第 73 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

6. 会計方針の変更の影響はないものとみなし、制度の変更の影響を損益として計上することについて賛成する。
7. 本実務対応報告の適用は会計方針の変更に当たり、遡及的に財務諸表を修正する取扱いが原則であるということで良いか。また、損益として計上すると、原則適用の

場合に第1四半期決算の損益に与える影響が大きいため、原則適用の時期を1期前倒しする選択肢もあるのではないか。原則適用前の決算では、未適用の会計基準等に関する注記において、その影響額を把握した上で記載することになるが、会計処理には反映させない点が懸念される。

8. 早期適用と原則適用の選択によって、損益計上の時期を選択できることになるが、他の会計基準でも発生し得ることであり、今回の実務対応報告で、特別に問題視することではないのではないか。
9. 会計方針の変更の影響がないものとみなして、税制の影響を適用初年度に損益として計上することとされているが、遡及的に財務諸表を修正するのが会計方針の変更の原則的な取扱いであり、いずれかを選択することを想定しているのか。実務対応報告上で遡及適用の有無を明確に記載して頂きたい。
10. 会計方針の変更の影響をないものとみなしていることから、会計方針の変更に関する注記と未適用の会計基準等に関する注記について、影響がないものを注記することの有用性があるか疑わしく、注記を求めないこととしてはどうか。また、原則適用の場合、四半期における税効果の会計処理に影響するため、税制の変更の影響を期首に反映させるという点を明確にしていきたい。
11. 結論の背景で、税制の変更による影響を損益として計上するとしているが、損益だけでなくその他の包括利益にも影響があるかどうかについて検討して頂きたい。

本 文

第73回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

12. 評価損に係る繰延税金資産を計上している場合に投資簿価修正による繰延税金負債を計上することについて、連結納税制度下では、その取扱いが明示されていないものの実務上問題となっていないため、グループ通算制度においても、その明示的でない表現を引き継ぐという認識で良いか。

以 上